

第一部 協働の基本的な考え方

1 背景

(1) 協働が求められる社会的背景

○ 地方分権の時代

地方分権により、地方公共団体は、自己決定と自己責任の原則により、住民の多様なニーズに対し、責任をもって住民サービスを選択し、提供することが求められています。また、地域社会の主役である住民の意思に基づく「住民自治」の視点から、住民による自己決定と自己責任の原則により、責任あるまちづくりへの市民参加と参画を進めることが、今求められています。

○ 少子・高齢化の時代

少子・高齢化社会がもたらす社会の仕組みの変化は、介護における人的、経済的な課題や次世代の負担の増加など、社会全体に大きな影響を与えるとともに、私たちが生活する町内会・自治会、コミュニティなどの地域社会においても、その運営等に影響を及ぼすものと考えられます。

活力ある地域社会を維持していくためには、高齢者が健康で生きがいを持って日常生活を送ることができ、まちづくりへの重要な担い手となるよう、高齢化社会に対応した社会の仕組みづくりが必要です。

○ 多様化の時代

福祉、環境、コミュニティの活性化、社会教育、まちづくりなど様々な分野で市民のニーズが多様化しており、複雑で多様な地域課題等に行政だけで対応することは、難しくなっています。

○ 地域力の時代

市民のまちづくりへの参画意識の高まりやボランティア活動、市民活動など社会貢献活動の拡大が見られる中で地縁団体組織や自由な発想で活動する市民活動団体が新たな市民サービスの担い手として注目されています。

これからは、「地域のことは、地域で」という考え方に立って、地域が主体

性を持ち、その能力を十分発揮できるよう市と市民が共にまちづくりを進める必要があります。

そのためには、「民間でできることは民間で」、「地域でできることは地域で」の原則に基づいて、自主自立のための地域力を向上させていくことが求められています。

(2) 本市の取り組み

市民の自主性と自立性が十分発揮され、地域に根ざした地方分権型のまちづくりの仕組みをつくるため、平成13年度に市民参画推進室を設置し、市民で構成する市民参画推進委員会により、まちづくり指標の作成、まちづくり基本条例の検討を行ってきました。

「元気あふれる快適都市」をテーマとして、平成16年度からの第5次総合計画において、「協働・共創によるまちづくり」を進めています。

「協働・共創によるまちづくり」とは、市民と市が、まちづくりの過程において、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携えて、相互に補完し、協力して、自分達のまちを「創る」ことを目指すことです。

○ まちづくり市民委員会

市民と市職員が話し合う場を設け、市民の意見を市政に反映することにより「市民と行政の協働・共創によるまちづくり」を推進することを設置目的としています。

まちづくり市民委員会の役割

- ① まちづくりの進み具合を確認・評価すること
- ② まちづくりに関する提言・提案をすること
- ③ 市民活動の推進に関する啓発を行うこと
- ④ その他協働と共創によるまちづくりの推進に必要な事項を調査等すること

○ 「生活課題」・「まちづくり指標」とは？

第5次総合計画の特徴は、政策マーケティングと呼ばれる市民ニーズ調査で、東海市民の多くが解決や改善を望んでいる課題（38の生活課題）を明らかにしたことです。そして、その生活課題の解決、改善の進み具合を毎年、数値で確認できるようにするために、99の「まちづくり指標」を設定しました。指標は「基準値・現状値・めざそう値」で示しています。

これらのまちづくり指標は、「市政の通信簿」といえるもので、この数値の変化をみれば、38の生活課題の解決、改善において市の行政がどれだけの成果をあげているかが一目瞭然になります。

しかし、生活課題の解決、改善のためには、行政だけでなく、個人・家庭、町内会・コミュニティ、NPO・市民団体、企業など、民間のさまざまな主体の努力も不可欠です。「まちづくり指標」に付けられた役割分担値は、それぞれの主体に期待されている役割の重さを数値で示すもので、行政と地縁組織やNPOとの協働のための道具としても有益です。

○ まちづくり活動支援事業（平成15年度から）

まちづくり活動団体の公益的な活動を支援し、健全な発展を図るため、市内のまちづくり活動を行う団体が提案する事業について公募を行い、優れた事業に対し、助成金・補助金を交付する事業です。

○ 地域まちづくりネットワーク事業（平成15年度から）

行政と地域住民が地域の課題の把握に努めながら現地・現場主義により市民生活に密着した市民サービスを提供する事業です。

○ 市民活動センターの開設（平成18年4月1日開設）

市民活動の健全な発展及び活性化を図るため、これらの活動を志す団体や個人が、情報収集・交換、学習、交流などを行う施設です。

2 協働とは

(1) 協働の意義

自分たちで「やれることはやる」「出せるものは出し合う」「責任を持って決める」といった精神で、東海市という地域社会を構成する多様な主体（NPO¹や企業、学校、行政など）が協力し、めざそうとする東海市のまちの姿²を具体的に描き出していくことが求められています。

○ 自立型地域社会の構築

NPOも行政も「この地域社会を住み良いものに」という方向性を共有し、一緒に課題解決に取り組むことで、双方が自治意識や主体的なまちづくりへの意識を高めることができます。また、多くの市民が市民活動に参加することにより、地域における自主的・自立的な社会的課題解決能力が高まり、地域力が培われます。

○ 多様化する市民ニーズへの対応

NPOと行政が協働することにより、新たな課題や個性化・多様化した市民ニーズへの対応が期待できます。

○ 公共サービスの質の向上

NPOと行政が相互の資源（人材・財源・情報）を効果的に活用することにより、質の高い公共サービスが市民に提供できます。

○ NPOと行政の意識改革

NPOと行政が互いにノウハウや事業手法などを学びあうことは、それぞれの意識改革につながります。

(2) 協働の定義

広義には「地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、社会

¹ NPO：NPOとは、Non-profit Organizationの略で、「民間非営利団体」などと訳されます。「非営利」とは、無償で活動を行うことではなく、利益を構成員間で分配しないという意味です。

² 東海市では既に、市民が「この課題に取り組む優先順位が高い」と捉えている38の生活課題が明らかになっています。

課題の解決のために一緒に取り組むこと」とされています。このルールブックでは、多様な主体のなかで、特にNPOと行政との関係性について取り上げているため、「NPOと行政が目的を共有し、その成果を出すために共に考え、行動すること」と定義します。

(3) 協働の当事者

このルールブックにおける当事者は、NPOと東海市です。NPOの範囲は、東海市において活動する市民活動団体を、最大限広く捉えます。

具体的には、次のとおりです。

ボランティアグループ・任意団体 特定非営利活動法人（NPO法人格取得団体） 地縁組織（コミュニティ、町内会・自治会など）
--

(4) 協働の形態

時限的な事業単位で捉えられることがほとんどです。一般的に考えられる形態としては、委託・補助・共催・コンソーシアム方式（共同事業体型）・実行委員会参加・後援・協力などがあります。また、NPOからの発案によるものと行政からの発案によるものと、双方の発案による事業成立が考えられます。

形態によって、分担の仕方や責任の比重はさまざまです。お金・知恵・実施・決定・場所・時間・人材などについて、どこの部分をどちらがどの程度担うのかはケースバイケースであり、事業ごとに事前協議をする必要があります。

協働形態のなかから、委託と補助について具体的に紹介します。

○ 委託

一般的には、行政がNPOの特性を活用して、業務を委託するパターンが想定されます。この場合、実施主体は行政のため、実施責任、成果の帰属は行政にあります。委託を受けたNPOは、契約書や仕様書などに定められた業務の履行義務を負うことになります。

【注意すること】

コスト軽減のみを委託目的にしない
委託先を下請け業者とみなさない

○ 補助

一般的には、行政がNPOの事業について、その資金の一部を公費で支出するパターンが想定されます。この場合、事業の実施主体は、補助を受けるNPOであり、事業の実施責任や成果の帰属は、補助を受けたNPOにあります。

【注意すること】

事業の透明性を高める
同一事業等への長期間にわたる補助は避ける

(5) 支援と協働の違い

NPOが成長するための議論と、NPOと行政が一緒に事業に取り組むための議論は区別して捉えることが、大切です。

このルールブックは、団体を支援するための基本方針ではなく、より効果的にNPOと行政が協働に取り組むための基本方針であることを注意する必要があります。

3 本ルールブックの役割

(1) 目的

今後、「官から民へ」への流れの中で、ますます公共サービスをNPOが担う局面が増加していきます。そのなかで、公的資金にかかわるアカウントビリティ（説明責任）を果たすと同時に、NPOの長所が発揮できるような自律性を保障することは簡単なことではありません。本ルールブックはNPOと行政が協働を進めていくうえでお互いに守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現するものです。

(2) 性格

このルールは、NPOや行政が法的な責任を負うものではありません。NPOと行政が、それぞれ最大限に遵守することをお互いに約束する「紳士協定」であり、双方からの市民に対する約束でもあります。

(3) 活用方法

このルールは、今後、NPOと行政が協働を進める場合のよりどころとなるものです。お互いが、違和感を抱いたり、議論が行き違った場合にも、原点に立ち戻ることで、率直な意見交換のなかで合意を形成することができます。

このルールブックは「完成して終わり」というものではありません。「このルールブックを協働の現場で、いかに使いこなしていくか」「NPOと行政が対話をしていくうえで、有効な“道具”としてどう使えるか」といったことを、考えていくものです。

(4) 検証

今後、このルールの内容に沿って、定期的に、NPOと行政の協働事業について、検証する場を設けることが求められます。

(5) 改訂

このルールブックは、NPOと行政が定期的な協議や検討による改善を加え、NPOと行政で育てていくべきものです。

頻繁な改訂は望ましいとはいえませんが、NPO又は行政のどちらかからの提案があった場合は、改訂を検討することが必要です。

第二部 協働を進めるにあたって

協働を進める大前提として、NPOと行政それぞれが、組織として、お互い自律的に心がけたいことがあります。

1 行政が心がけること

行政は、効率性・効果性の観点から、協働の効果が最大限に発揮できるよう既存制度や慣行を見直し、民間活力が活きるための方策を考えることが求められています。

- 行政は、公共サービスに対する地域住民のニーズを的確に把握するように努める（顧客志向）
- 行政は、直営で行っている公共サービスについて、その必要性や効率性を考え、不断に見直すように努める（直營業務の見直し）
- 行政は、NPOへの事業委託にあたっては、事業の成果目標を明確にし、行政の関与を限りなく少なくし、まとまりのある業務を委託し、NPOが創意工夫を発揮しやすいようにする（官から民へ）
- 行政は、官民双方が実施している公共サービスについては、バウチャー制度³や市場化テストなど競争のなかで双方のサービスの質が高まるようなしくみを検討するように努める（官民競争）
- 行政は、社会におけるNPOの役割や存在意義を積極的に理解し、協力や支援の必要性について認識するように努める（NPO理解）
- 行政は、それぞれの地縁団体の意思や自主性を尊重し、地縁組織に対して過重な業務を要請したり、活動方針を押し付けたりしないように努める（自主性の尊重）
- 行政は、NPOが既に創出あるいは提供しているサービスや事業・行事がある場合は、極力、その活性や発展を妨げないよう連携・協議に努める（民業補完）
- 行政は、公の施設の利用規制について、有償で活動する非営利団体の存在を考慮して見直すように努める（公の施設利用ルールの見直し）

³ バウチャー制度：官（政府や自治体等）が公共サービスの担い手（企業やNPO等）に補助金や助成金を直接手渡すのではなく、サービスの受け手（利用者）にそれぞれ同額の税金をクーポンのような形で渡し、受け手は自由にサービスを選択できる仕組み。サービスの担い手間で競争原理が生まれ、結果的にサービスの質の向上が期待される。日本でも保育や教育分野などで導入に向けた議論がされている。

- 行政は、地域やNPOへの補助金が成果をあげるよう、配分方法の工夫や改善するように努める（補助金ルールの見直し）
- 行政は、契約に係る事務について、時代変遷や協働相手の多様化に伴い、その意義や必要性が低下している部分については、簡素効率や改善を図るように努める（事務の簡素化）
- 行政は、地域課題に取り組む際に、各部局同士が分野ごとに分断されぬよう、連携と協議をするように努める（縦割りの解消）
- 行政は、情報を必要としている受益者（サービス利用者など）に、最も効果的に届けられるよう、部局横断的で一体的な情報発信に努める（情報発信）

2 NPOが心がけること

NPOは、自律性の確立や経営能力の向上など、絶えず自らの活動を振り返り、改善していくことが求められています。

- NPOは、自ら責任を持てる水準での事務処理体制を培うように努める（実務的体制）
- NPOは、事業の目的を達成できるよう、実務遂行能力の向上や人材育成に努める（実務遂行能力の向上）
- 地縁組織を除くNPOは、自らの専門能力を高め、活動や事業に対する信頼感の醸成と責任意識を持つように努める（専門性）
- NPOは、自ら活動資金の調達方法を工夫し、財源を開拓するように努める（財源の多様化）
- NPOは、独善的にならぬよう、自分たちの活動が地域にどういった成果をもたらしているか、自ら振り返る力を身につけるように努める（自己評価）
- NPOは、自らの理念や主張が市民全員の意見を代表し得ないことを自覚し、他者の共感をより広げていくように努める（支持と共感）
- 地縁組織は、時代やニーズに即した役割の変化について、その必要性を認識し、活動を進めるように努める（変化への対応）
- 地縁組織は、自主性や自立性を育てられるような意思決定のしくみや役員体制を心がける（自主的統治）

- NPOは、行政独自の契約におけるルール⁴があることを認識し、理解を深めるように努める（行政ルールを理解）

⁴ 委託契約のルール：行政が締結する委託契約の場合、相手方の選定は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随意契約は例外とされている（どの方法を選択するかは事業内容や受託先と見こむ相手方の状況等から検討する）。競争入札に参加する場合には、予め入札参加者資格の登録が必要である。契約代金（委託料）の支払いは、後払いが原則だが、概算払いや前金払いが可能である。委託事業の終了時には結果報告書の提出や完了検査が必要である。…といったように数々のルールがあるが、行政にとっては「常識」「当たり前」と思われていても、一般市民やNPOにとっては知らない場合が多くある。ちなみに、行政の委託は、法令等の根拠に基づく場合と私法上の契約として任意に行われる場合の2つがある。法令等の根拠に基づくものとしては、指定管理者制度など。

第三部 協働を進めるための3つの原則（理念）

1 成果志向

協働で大切なことは、一緒に取り組むことで事業の有効性が高まることです。

- NPOと行政は、利用者や住民のニーズを十分に把握するように努める（住民ニーズの把握）
- NPOと行政は、事業の成果目標や達成期限を明確に設定し、その達成に向けて努力する（成果目標の設定）
- NPOと行政は「何のために一緒に取り組むのか」といった協働する目的を共有し、常に原点に立ち戻り、相互確認するように努める（協働の目的の共有）
- NPOと行政は、地域社会での「全体最適⁵」として、公共サービスの質が高まり、社会的コストが適切になるような役割分担と意識を持つように努める（全体最適）
- NPOと行政は、お互いが持っている良さや得意な部分（人手、アイデア、事務能力、時間、お金など）を出し合って、速やかに成果が出せるように努める（資源の持ち寄り）

■ 望ましくないこと：

協働を自己目的化すること、手続き至上主義、プロセス重視

2 自立・相互理解

NPOと行政がそれぞれの自主性や自立性を尊重しあうことが大切です。「違って当然」「違うからこそ一緒に行く」という認識を持つ必要があります。

- NPOと行政は、お互い自律的に責任意識を持ち、取り組むように努める（責任意識）
- NPOと行政は、一方的に相手に要望したり、任せたりせず、上下・主従なく対等に取り組むように努める（対等の関係）
- NPOと行政は、組織のしくみや行動様式が異なり、それぞれの価値観には高低・優劣の差がないことを認識し、お互い理解を深めるように努める（相互理解）

⁵ 全体最適：視野を広く持ち、全体を見て最も適切である状況や環境やコストに調整すること。部分最適を積み重ねても、全体最適とはならないことに留意する必要がある。

- NPOと行政は、お互いの長けているところを認め合い、学びあうように努める（学び合い）
- NPOと行政は、お互いの組織が持っている使命や理念を尊重するように努める（価値の尊重）

■ 望ましくないこと：

もたれあい、常識の絶対化、軽視、先入観

3 透明性・説明責任

NPOと行政は、地域社会や市民に対する責任として、協働について、より広くわかりやすく発信するように情報の「質」を意識することが必要です。

- NPOと行政は、お互いの責任を明確にし、その認識を共有するように努める（責任の明確化）
- NPOと行政は、お互い守秘義務を負い、個人情報や著作権の保護などに配慮するように努める（守秘義務）
- 行政は、自らの事業実施に係る基本的もしくは具体的な情報を開示し、よりよい協働を可能とする情報提供に努める（情報提供）
- NPOは、協働事業で「公の資金」を使った場合、使途の合理性や透明性を確保するように努める（公金使途の説明）

■ 望ましくないこと：

馴れ合い、密室協議、責任転嫁、責任回避

第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ

協働を実践するうえでは、環境整備、企画立案、実施、評価という4つのステップがあります。

1 環境整備

協働の実施にさきがけ、NPOと行政は、最大の効果を出す協働が行えるよう、互いに実施体制を整える必要があります。

- 行政は、NPOと協働する意義を市全体に徹底させ、課や職員によって認識に差が出ないように努める（基本方針）
- 行政は、適切な協働相手を選べるよう、日頃から活動情報や実績を蓄積共有するように努める（協働の相手探し）
- NPOと行政は、協働にまつわる課題や実施可能性について議論できるよう、協議の機会を積極的に設けるように努める（協議の機会）

2 企画立案

NPOと行政は、協働にあたっては、十分に企画立案段階で協議を深めることが重要です。

- 行政は、企画立案に際して、可能な限りお互いの協議の場をもち、NPOからの創造的かつ前向きな改善や変更の機会を保障できるように努める（創意工夫の誘発）
- 行政は、協働における経費を検討する際、内部のルールや事情のみで決めたり、ボランティアに提供される資源にばかり頼ろうとすることなく、十分NPOと協議をするように努める（適切な経費負担）
- 行政は、NPOにおける人件費や管理コストの必要性を十分認識し、適切に契約額を積算するように努める（人件費管理費の積算）

3 実施

NPOと行政は、企画立案での協議結果を踏まえつつ、実施段階においても、丁寧に議論を心がけていくことが重要です。

- NPOと行政は、事業方針及び意思決定や進行管理などの方法について、あらかじめ合意をしたうえで、実施にかかるように努める（事前合意）
- NPOと行政は、お互い情報の抱え込みや勝手な期待（思い込み）による判断

を避け、早めに、報告・連絡・相談をするように努める（ほう・れん・そう）

- NPOと行政は、どちらかだけが主張や意見をすることなく、自分たちにしか通じない用語の使用を避け、活発に議論を行い、意思疎通を図るように努める（コミュニケーション）
- 行政は、NPOの活動スタイルなどを認識し、一律に既存のルールや枠組みに当てはめて捉えないように努める（新しい価値創造）
- 行政は、NPOの事業アイデアや企画構想が自己努力のなかで独自に蓄積されてきた知的資源として、相応の価値を持つことを認識するように努める（知的資源の対価性）
- 行政は、NPOから提供される知的財産（プロセスで出される工夫やアイデアを含む）の帰属について、十分話し合い、その後のNPOの創意工夫への意欲が一層促進されるように努める（著作権や成果物の帰属）
- NPOは、公金を使う場合、社会や市民に対し、相応の責任が発生していることを認識するように努める（公金使用の自覚）

4 評価

NPOと行政は、一緒に取り組むことで事業の有効性・透明性を高め、協働を効果的にするため評価・検証することが必要です。

- NPOと行政は、合意により設定した成果目標を達成できたかどうか、数値（指標）など具体的な形で成果を確認するように努める（成果達成の確認）
- NPOと行政は、協働の経験をふまえて、お互いの関係性、役割分担や問題発生時の対応などに関する課題を明らかにするように努める（課題の確認）
- NPOと行政は、事業成果や関係性の評価・検証の結果に基づき、改善点を明らかにし、次の取り組みに活かすように努める（課題や改善点のフィードバック）

【資料1】

○東海市まちづくり基本条例

平成15年12月22日

条例第43号

東海市まちづくり基本条例をここに公布する。

東海市まちづくり基本条例

東海市は、知多半島の西北端に位置し、比較的温暖な気候に恵まれ、名古屋南部臨海工業地帯の一画を担いながら知多地区の拠点都市としての役割を果たしており、元気あふれるまちを目指す、輝かしい未来を持つまちです。

私たちは、この東海市を、市民ニーズの多様化、産業構造の変化、地方行政の役割変化などに対応しながら、個性豊かで活力に満ちた地域社会として実現することを共通の願いとして持っています。加えて、次世代に責任あるバトンタッチを果たすことも市民の大切な責務であると考えています。

新世紀にふさわしいまちづくりは、市民の持つ豊かな社会経験、知識、創造性などを十分に生かし、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることを基本とします。

このような認識の下に、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働・共創によるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「協働・共創」とは、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることをいう。

（基本理念）

第3条 本市のまちづくりは、協働・共創を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 安心して暮らせるまちづくり
- (2) 快適に暮らせるまちづくり
- (3) いきいきと暮らせるまちづくり
- (4) ふれあいのあるまちづくり
- (5) 活力のあるまちづくり

(市民の権利)

第4条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画する権利を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、第3条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働・共創によるまちづくりを進めなければならない。

3 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

(市長の責務)

第7条 市長は、市が保有する情報を知る権利及び市民のまちづくりに参画する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。

2 市長は、協働・共創によるまちづくりの仕組みを確立しなければならない。

3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

(総合的な市政の推進)

第8条 市は、市民のニーズに的確にこたえ、まちづくりの基本理念に沿って、総合的な市政の運営に努めるものとする。

(総合計画等)

第9条 市は、まちづくりの基本理念に沿って、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 市は、行政分野ごとの計画を、総合計画に即して策定するものとする。

(情報の共有、公開及び提供)

第10条 市は、保有する情報を市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、取り扱わなければならない。

2 市は、保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 市は、個人の権利利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めなければならない。

(行政手続)

第12条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めなければならない。

(説明責任)

第13条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たって、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(行政評価)

第14条 市は、行政課題及び市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(財政の仕組み)

第15条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。

(市民投票)

第16条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

(市外の人々との交流)

第17条 市は、市外の人々に情報を発信し、及び市外の人々から情報を収集することにより交流を深め、市外の人々の知恵、意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第18条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。

(この条例の位置付け)

第19条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程によりまちづくりに関する制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○東海市市民参画条例

平成15年12月22日

条例第44号

東海市市民参画条例をここに公布する。

東海市市民参画条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するための基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民参画」とは、市の施策を立案し、及び決定する意思形成の過程から評価の段階に至るまで、市民が様々な形で市政に参画することをいう。

(基本理念)

第3条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験及び知識並びに創造的な活動を通して、市政に参画し、協働・共創により、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを基本理念とし、行われるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、市民参画の基本理念にのっとり、積極的に市政に参画するよう努めなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

2 市長は、市民参画の機会の拡大のための具体的な措置を講じなければならない。

3 市長は、市民から幅広く意見や提案を求める制度を充実させ、市民の意思が反映された市政の運営に努めなければならない。

(会議の公開)

第6条 市の執行機関は、当該執行機関に置く審議会その他の附属機関等の会議を公開するよう努めなければならない。

(委員の公募)

第7条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関等の委員に市民を委嘱する場合は、公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募による委員の選考に関する事項については、別に条例で定める。

(市民投票)

第8条 市長は、市民生活にかかわる重要な事項に関して、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 2】

NPOと行政の協働指針検討会議設置要綱

(目的)

第1条 NPOと行政とのそれぞれの果たすべき役割と責任を明らかにし、合意可能な団体と協働を推進するため、NPOと行政の協働の指針を策定するにあたり、NPO活動者、有識者等から必要な助言、意見等を得るため、東海市NPOと行政の協働指針検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- ・ NPOと行政との協働指針の策定に関すること。
- ・ その他NPOと行政との協働によるまちづくりに関する調査研究

(組織)

第3条 会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- ・ 学識経験者 1人
- ・ NPO活動者（公募） 2人
- ・ 東海市コミュニティ連絡協議会の委員 2人
- ・ 東海市社会福祉協議会の職員 1人
- ・ 東海市福祉公社の職員 1人
- ・ 東海市まちづくり市民委員会の委員 1人

(座長)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、委員の任期中であっても解嘱することができる。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、座長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民協働課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

NPOと行政の協働指針庁内会議設置要項

1 目的

第5次総合計画において、「ふれあい」をキーワードに地域ぐるみで、高齢者や障害者を支え、学校・家庭・地域の連携による児童・青少年を育てるまちづくりとさまざまな市民の交流が活発で社会活動に参加できるまちづくりを進めることとしています。

そこで、NPOと行政とのそれぞれの果たすべき役割と責任を明らかにし、合意可能な団体との協働を推進するために、市民活動の推進並びに支援及び協働に係る本市の施策を検討の上策定し、その施策の円滑な推進を図ることを目的として、関係各課で構成するNPOと行政との協働指針庁内検討会議（以下「会議」という。）を置くもの。

2 庁内検討会議委員構成

総務部次長					
1	防災安全課	2	企画政策課	3	社会福祉課
4	子育て支援課	5	保健福祉課	6	商工労政課
7	生活環境課	8	リサイクル推進課	9	花と緑の推進課
10	土木課	11	社会教育課	12	中央図書館
13	体育課				
事務局	市民協働課				

3 検討委員会の役割

協働指針策定に関する諸課題の調整と協議に関すること

NPOと行政の協働指針検討会議委員名簿

() は旧委員

役職名	氏 名	選 出 区 分	備 考
座 長	後 房雄	学識経験者	名古屋大学大学院教授
委 員	佐野 明秀	NPO活動者	公 募
委 員	小島 洋子	NPO活動者	公 募
委 員	田中 逸雄 (坂 英臣)	東海市コミュニティ連絡協議会	会長
委 員	柴田 政・ (日下部久雄)	東海市コミュニティ連絡協議会	副会長
委 員	安藤 雅明	東海市社会福祉協議会	係長
委 員	富田 和明 (櫻内 邦夫)	東海市福祉公社	理事長
委 員	横田 迪男	東海市まちづくり市民委員会	事務局長

NPOと行政の協働指針庁内検討会議委員名簿

() は旧委員

役職名	氏 名	所 属 課	備 考
委員長	北川 憲昭 (野々山 克彦)		総務部次長
委 員	鈴木 正	防災安全課	
委 員	阿知波 透 (佐治 錦三)	企画政策課	
委 員	神野 規男	社会福祉課	
委 員	石浜 晋	子育て支援課	
委 員	(天木 洋司)	(少子化対策室)	
委 員	祐成 孝三 (西谷 正人)	保健福祉課 (保健福祉課)	
委 員	田中 直樹	商工労政課	
委 員	水野 善夫	生活環境課	
委 員	花井 春敏	リサイクル推進課	
委 員	高井 忠	花と緑の推進課	
委 員	早川 富男	土木課	
委 員	天木 倫子	社会教育課	
委 員	植田 孝行	中央図書館	
委 員	太田 錦臣	体育課	
事務局		市民協働課 (地域づくり推進課)	

【資料 3】

東海市NPOと行政の協働指針の策定経過

平成17年度

- 7月 1日 NPOと行政の協働指針検討会議設置要綱制定
- 8月 4日 第1回NPOと行政の協働指針検討会議開催（合同会議）
- 11月29日 第2回NPOと行政の協働指針検討会議開催（合同会議）
- 12月13日 NPOと行政の協働指針策定検討会議開催
- 12月15日 NPOと行政の協働指針策定庁内検討会議開催
- 1月24日 第3回NPOと行政の協働指針検討会議開催（合同会議）
- 2月28日 NPOと行政の協働指針策定庁内検討会議開催
- 3月17日 第4回NPOと行政の協働指針検討会議開催（合同会議）
- 3月31日 東海市NPOと行政の協働指針素案を作成

平成18年度

- 5月19日 庁内検討会議委員に素案の説明会開催
- 5月31日 協働指針検討会議委員に素案の説明会開催
- 8月 4日 NPOと行政の協働指針検討会議開催（合同会議）
- 8月24日 NPOと行政の協働指針検討会議報告書を市長へ提出
- 9月14日 NPOと行政の協働指針策定庁内検討会議開催
- 10月 5日 NPOと行政の協働指針策定庁内検討会議開催
- 10月18日 NPOと行政の協働指針策定

■おもな参考資料

- ・「あいち協働ルールブック2004 ～NPOと行政の協働促進に向けて～」
2004.5、NPOと行政の協働のあり方検討会議作成（連絡先：愛知県社会活動推進課）

東海市NPOと行政の協働指針

とうかい協働ルールブック2006

平成18年10月

東海市 総務部 市民協働課

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

電話 052-603-2211・0562-33-1111